

first call サービス法人利用規約

この first call サービス法人利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 Mediplat（以下「当社」といいます。）が提供する産業保健支援サービス「first call」（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して、当社と利用者（第1条第3号で定義します。）との間の権利義務関係を定めたものです。本サービスを利用する場合は、本規約の内容を必ず事前にご確認いただき、ご同意の上ご利用ください。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社が「first call」の名称で提供する産業保健支援サービス（理由の如何を問わず、サービス又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます。）をいいます。
- (2) 「本サービス利用契約」とは、利用者と当社の間で締結される、当社が利用者に対して本サービスの利用を許諾するにあたっての条件等を定めた本規約の内容による契約をいいます。
- (3) 「利用者」とは、当社と本サービス利用契約を締結して本サービスを利用する法人、組織又は団体をいいます。
- (4) 「登録産業医」とは、当社からの委託を受けて、利用者に産業医としての業務を提供する医師をいいます。
- (5) 「個人利用者」とは、申込企業の役員及び従業員または申込企業の役員及び従業員が権限を付与した者をいいます。

第2条（本規約の適用）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社と利用者との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用者と当社の間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されます。
2. 利用者は、常に自身の責任で、本サービスを利用する前に本規約の最新版を読み、本規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。利用者が本サービスを利用した場合、本規約に同意して利用したものとみなすものとします。
3. その他、当社が本サービスのサイト内で提示する利用上の諸注意、利用に関する説明、ガイドライン等が存在する場合、当該諸注意等は本規約の一部を構成及び補完するものとします。

第3条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号に掲げる場合には、当社の判断で本規約を変更できるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、前項による本規約の変更にあたり、本規約の変更内容及び変更の効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載、電子メール等の手段で利用者に通知するものとします。
3. 当該変更内容による本規約変更の効力発生後、利用者が本サービスの利用終了の手続をとらなかった場合、又は本サービスを引き続き利用した場合には、利用者は、本規約の変更に同意したものとみなされます。

第4条（本サービスの利用申込み）

1. 本サービスの利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録事項」といいます。）を当社の定める申込書又はWebフォームに記入又は入力して申込書を当社に提出又はWebフォームを送信する方法により、当社に対し、本サービスの利用を申し込むことができるものとします。
2. 利用希望者は、前項の申込みをするにあたっては、真実かつ最新の情報を記入又は入力するものとします。
3. 利用希望者が提出又は送信した申込書又はWebフォームを、当社が受領又は受信した時点で、利用申込みを完了したものとし、本規約の内容に同意したものとみなします
4. 当社は、当社の基準に従って、第1項に基づいて申請を行った利用希望者への本サービスの提供の可否を判断し、当社が承諾する場合には、利用開始の案内を利用希望者にメールその他の方法で通知します。
5. 前項に定める当社からの承諾通知を送信した時点で、本サービス利用契約が利用希望者と当社の間に成立するものとします。
6. 当社は、利用希望者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービスの利用を拒否することがあり、またその理由について一切開示義務を負わないものとします。
 - (1) 過去に当社の提供するサービスに関する規約により、利用登録の抹消等の処分を受けたことがある場合
 - (2) 当社に提供した登録事項の全部又は一部につき虚偽、誤記、又は記載漏れがあった場合

- (3) 第15条（反社会的勢力）第1項に定める反社会的勢力である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力の運営もしくは経営に協力もしくは関与する等反社会的勢力との何らかの交流もしくは関与を行っていると当社が判断した場合
- (4) 利用希望者が過去当社との契約に違反した者又はその関係者であると当社が判断した場合
- (5) 過去に第17条（禁止事項）の行為を行ったことが判明した場合
- (6) 利用希望者が本サービス利用契約上の義務を怠るおそれがあると当社が判断した場合
- (7) その他、当社が利用承諾を行うことが適当でないと判断した場合

第5条（登録情報の変更）

利用者は、登録事項の全部又は一部に変更が生じた場合には、当社の定める方法により、速やかに登録内容を変更するものとします。当社は、利用者が適宜、変更登録を行わなかったことにより損害が生じても、一切の責任を負わないものとします。

第6条（設備等の準備）

利用者は、必要な機器やソフトウェア、通信手段など、本サービスを利用するための準備を自己の費用と責任において行うものとします。当社は本サービスにアクセスするための準備や方法等については一切関与しないものとします。

第7条（利用料金及び支払方法）

1. 利用者は、本サービスの申込書又はWebフォームに規定する各サービスにおいて定められた初期費用及び利用料金に消費税相当額を加えた額を、利用月の翌月末日（初期費用は利用開始日の翌月末日）までに当社指定の方法により支払うものとします。
2. 本規約に基づく支払いに要する手数料は、利用者の負担とします。
3. 利用者が利用料金の支払を遅延する場合、利用者は、支払期限の翌日から支払日まで年率14.6%の割合で計算した額を延滞利息として当社に支払うものとします。

第8条（契約期間）

1. 契約期間は、本サービス利用契約の成立時から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに当社又は利用者のいずれかから書面による申出がないときは、同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。
2. 本規約に別途定める場合を除き、契約期間中の途中解約は認めないものとし、利用者が契約期間中に本サービスを解約しようとする場合、当該契約期間の残期間に対応する利用料金を当社に支払わなければならないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由に起因する本契約の終了など、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

第9条（ユーザーID・パスワードの管理）

1. 利用者は、本規約を遵守し、かつ本サービス利用に当たりユーザーID及びパスワードを第三者に開示、貸与、譲渡、売買等しないとともに、第三者に漏洩する事のないよう厳重に管理するよう徹底するものとします。
2. 当社は、ユーザーIDとパスワードの組み合わせが一致してログインされた場合には、利用者自身によるログインとみなします。

3. ユーザーID及びパスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により利用者その他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
4. 利用者は、盗用、不正アクセス、その他不正の手段によって自らのアカウントが利用権限のない第三者に利用され、又は利用されたおそれがある場合、直ちに当社に報告し、当社の指示に従うものとします。

第10条（本サービスの提供等の停止、本サービス内容の変更等）

1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供の用に供するコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合
 - (2) 本サービスの提供の用に供するコンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 自らの合理的支配の及ばない状況（火事、停電、ハッキング、コンピューターウィルスの侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当局による介入、又は関連法令の制定もしくは改廃を含みますがこれらに限定されません。）により、本サービスの提供又は運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が本サービスの提供を困難と判断した場合
2. 当社は、前項に基づき本サービスの運営を停止した場合、速やかに復旧すべく合理的な努力を払うものとしますが、前項に基づき行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は理由の如何を問わず、本サービスの内容の一部又は全部の変更、終了及び追加をすることができるものとします。当社が本サービスの全部又は一部を終了する場合、当社は利用者に

対して、特段の事情がない限り事前に通知するものとします。当社は、本項に基づき当社が行った措置により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第11条（本サービスの利用停止及び利用者登録の抹消等）

- 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、事前に通知することなく、当該利用者に対して本サービスの利用停止、本サービス利用契約の解約その他当社が適当と考える措置を講ずることができるものとします。
 - 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - 登録事項に虚偽の事項が含まれていることが判明した場合
 - 過去に当社の提供するサービスに関して、正当な理由なく、料金等の支払債務の履行遅延等の債務不履行があったことが判明した場合
 - 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - 当社からの問い合わせその他の回答を求める連絡に対して 30 日間以上応答がない場合
 - 第4条（本サービスの利用申込み）第6項各号に該当する場合
 - その他、当社が本サービスの利用、利用者登録、又はサービスの利用契約の継続を適当でないと判断した場合
- 当社は、本条に基づき当社が行った行為により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条（委託）

当社は、自己の判断により、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、第三者に委託する事ができるものとします。その場合、当社は当該第三者に対して、本規約に基づき自己が負う義務と同等の義務を課すものとします。

第13条（契約解除）

1. 利用者又は当社は、相手方が本規約に違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該違反を是正しなかった場合には、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
2. 利用者又は当社は、相手方に以下のいずれかの事由が発生した場合には、催告その他の手続きを要しないで、直ちに、本サービス利用契約の全部又は一部を解除する事ができるものとします。
 - (1) 支払停止もしくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあったとき
 - (2) 振り出し又は引き受けた手形又は小切手が不渡りとなったとき
 - (3) 仮差押え又は仮処分の命令を受け、その効力が 15 日以上継続した場合、又は差押えもしくは競売の申立てを受けたとき
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 解散したとき（合併による場合を除きます。）、清算が開始されたとき、又は事業の全部もしくは重要部分を第三者に譲渡したとき
 - (6) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき
 - (7) 資産、信用状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき
 - (8) 災害、労働紛争その他により、本規約の履行を困難にする事由が生じたとき
 - (9) 他方当事者に対する詐術その他背信行為があったとき

(10) 前各号に準ずる事由が生じたとき

第14条（期限の利益の喪失）

利用者が前条所定の解除事由のいずれかに該当した場合、利用者は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失するものとします。なお、本契約が解除された場合も同様とします。

第15条（反社会的勢力）

1. 利用者及び当社は、相手方に対し、自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員、重要な地位を有する従業員及び個人利用者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋、その他の反社会的勢力（以下、併せて「反社会的勢力」といいます。）でなく、かつ反社会的勢力でなくなったときから5年を経過しない者に該当しないこと、また、自ら並びにその親会社、子会社、関連会社、役員、従業員、個人利用者及び自己の個別の営業先が反社会的勢力を利用し又は反社会的勢力と連携しての行為又は活動に関与していないことを、表明し、保証します。
2. 利用者及び当社は、相手方が以下の各号に該当する場合、催告その他の手続を要しないで、本サービス利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 前項の表明保証にかかる事実が真実と異なっていたことが判明したとき
 - (2) 相手方もしくはその親会社、子会社、関連会社、役員もしくは重要な地位を有する従業員及び個人利用者が、本サービス利用契約締結後に反社会的勢力となったことが判明したとき

(3) 報道等の結果、相手方又はその親会社、子会社、関連会社、役員、重要な地位を有する従業員もしくは個人利用者が反社会的勢力である懸念が生じ、かつ自らの社内規定もしくは自らと第三者の契約条項に違反し、又は本規約の遂行に支障が生じるとき

(4) 相手方が反社会的勢力とともに又はこれを利用して、以下のいずれかに該当する行為を行ったとき

- (ア) 計略、暴力行為又は脅迫的言辞を用いた場合
- (イ) 相手方又はその関係者が反社会的勢力であることを伝えた場合
- (ウ) 信用や名誉を棄損するおそれがある行為をした場合
- (エ) 業務を妨害した場合
- (オ) その他関連法令に違反するおそれのある行為に関与した場合

3. 利用者又は当社は、前項による解除権を行使した場合、相手方に損害が生じても損害賠償義務を負わず、かつ自己が被った損害の賠償を請求できるものとします。

第16条（免責事項）

1. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能、正確性、有用性を有すること、利用者による本サービスの利用が利用者に適用のある法令又は業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証しません。
2. 当社は、当社による本サービスの提供の中止、停止、終了、利用不能又は変更、利用者が本サービスに送信した情報の削除又は消失、利用者登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失又は機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関して利用者が被った損害につき、賠償する一切の責任を負わないものとします。
3. 他のウェブサイトへのリンク、又は第三者のウェブサイトから本サービスへのリンクを提供している場合、当社は当社が運営していないウェブサイトの内容、利用及びその結果等（適法

性、有効性、正確性、確実性、安全性、最新性及び完全性を含みますが、これらに限られません。) については、いかなる責任も負わないものとします。

4. 本サービスに関連して利用者と第三者との間において生じた取引、紛争等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

第17条（禁止事項）

1. 利用者は、以下の各号に該当する行為又は該当すると当社が判断する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 法令又は本規約に違反する行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 当社に対し虚偽の情報を提供する行為
 - (4) 当社又はその他の第三者に経済的損害、精神的損害、不利益、迷惑もしくは不快感を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (5) 当社又はその他の第三者の著作権等の知的財産権、肖像権、人格権、プライバシー権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為もしくは名誉、信頼を毀損する行為、又はそれらのおそれのある行為
 - (6) 犯罪行為及び犯罪行為に結びつく行為
 - (7) 違法行為を勧誘又は助長する行為
 - (8) コンピューターのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するよう設計されたコンピューターウィルス、コンピューターコード、ファイル、プログラム等のコンテンツを本サービスにアップロードしたり、メール等の手段で送信したりする行為
 - (9) 同一の者が複数の利用者登録をする行為

- (10) 利用者以外の者に本サービスを利用させる行為
- (11) 本サービスで得た情報を本サービスの利用目的の範囲を超えて第三者に譲渡する行為又は
 営利目的で譲渡する行為
- (12) 本サービスのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為
- (13) 当社のネットワーク又はシステム等に不正にアクセスし、又は不正なアクセスを試みる行
 為
- (14) 本サービスの他の利用者の利用者資格を利用する行為
- (15) 本サービスの運営を妨げる行為
- (16) 反社会的勢力等への利益供与
- (17) その他当社の信用を毀損・失墜させる等の当社が不適当であると判断する行為
- (18) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、利用者が前項各項のいずれかに違反したときは、催告その他の手続きを要しない
で、直ちに、本サービス利用契約の全部又は一部を解除する事ができるものとします。

第18条（損害賠償）

当社の故意又は重大な過失により、利用者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、当
社は利用者に実際に発生した直接損害を賠償するものとする。また、付随的損害、間接損害、
特別損害、将来の損害、及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないもの
とします。

第19条（個人情報の取扱い）

1. 本規約の個人情報とは、個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」をい
います。
2. 当社は、本サービスの提供を行うにあたって利用者より提供を受けた個人情報（以下「本件個
人情報」といいます。）について、本サービス利用期間中のみならず、その終了後も、本規
約、当社のプライバシーポリシー、「個人情報の取扱いに関する同意事項」及び個人情報の保
護に関する法律その他の関連法令を順守するとともに、善良なる管理者の注意をもってこれを
取り扱うものとします。
3. 当社は、本件個人情報（個人情報が格納されるサーバーのみならず、書面、ファイル・書面・
データ等も含まれるものとします。）にアクセスできる自己の役員及び従業員（派遣社員、ア
ルバイトを含みます。以下同様とします。）並びに各人のアクセス権限の範囲を、必要な範囲
に限定するものとします。
4. 当社は、利用者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報
として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、利用者はこれに異議を唱え
ないものとします。

第20条（秘密情報の取扱い）

1. 本規約において秘密情報とは、本規約の内容、本サービスの運営上の情報、利用者又は当社が
保有する技術上又は業務上の情報（アイディア、ノウハウ、発明、図面、仕様及びデータを含
みますが、これらに限定されません。）で、本サービスに関連して相手方に対し開示された以
下の情報をいいます（以下、かかる情報を開示した当事者を「開示者」とい、かかる情報を
受領した当事者を「受領者」といいます。）。

- (1) 書面その他の媒体（電子メール等の電子データを含みます。）により開示される場合は、開示時に当該書面その他の媒体において秘密である旨明記された情報
- (2) 口頭など前号以外の方法により開示される場合は、開示の際に秘密である旨を開示者が受領者に告知し、かつ、開示者が開示後30日以内に当該情報の内容を特定して書面又は他の媒体により秘密である旨明示して受領者に通知した情報
2. 次の各号のいずれかに該当するものについては、前項の秘密情報から除かれるものとします。
- (1) 開示の時、既に公知の事実となっているもの
 - (2) 開示後、受領者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (3) 開示の時、受領者が既に保有し、かつ開示者から直接もしくは間接に知得したものではないことを受領者において証明し得るもの
 - (4) 開示の後、受領者が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - (5) 開示の後、受領者が秘密情報を使用することなく独自に開発・取得したもの
3. 受領者は、開示された秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって機密として管理保持するものとし、事前に開示者の書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）による承諾を得ることなく、当該秘密情報を開示対象者以外の第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。
4. 受領者は、開示された秘密情報を本サービス遂行のために必要な範囲のみに使用し、事前に開示当事者の書面による承諾を得ることなく本サービス遂行のために必要な範囲を超えて使用してはならないものとします。
5. 利用者及び当社は、前項にかかわらず、本サービス遂行のために必要な範囲において、自らの役員、従業員、関係会社及び外部の法律顧問又は会計税務顧問に対して、秘密情報を開示する

ことができるものとします。但し、かかる開示を行う場合、これらの者に前二項に定める義務を遵守させるものとします。

6. 本規約とは別に利用者当社間で秘密保持契約を締結している場合、秘密保持契約と本規約の秘密情報の取り扱いに内容の齟齬があった場合には、秘密保持契約を優先的に適用するものとします。
7. 本条の規定は、本サービス利用契約終了後も3年間、有効に存続するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 利用者は、本サービスを通じて提供されるコンテンツの知的財産権が全て当社に専属的に帰属することに同意します。
2. 目的の如何を問わず、当社のコンテンツの無断複製、無断転載その他の無断二次利用行為等の国内及び国外の著作権法及びその他の法令により禁止される行為が発見された場合には、当社は直ちに法的措置をとるものとします。
3. 本条の規定に違反して第三者との間で何らかの紛争が生じた場合、利用者は、その責任と費用において、かかる紛争を解決することとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第22条（権利義務の譲渡）

1. 利用者は、本規約に別途定める場合を除き、当社の書面による事前の同意がない限り、本規約上の地位又は権利もしくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは移転し、担保に供し、又は引き受けさせることはできません。
2. 当社は、本サービスを他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い、本サービス利用契約上の地位、本サービス利用契約に基づく権利義務並びに利用者の情報を当該事業譲渡の譲受人に

譲渡することができるものとし、利用者はかかる譲渡につき予め同意するものとします。なお、本項における事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含みます。

第23条（残存条項）

1. 利用者による本サービスの利用終了時に未履行の債務がある場合には、当該債務の履行が完了するまで、当該債務に関して本規約が適用されるものとします。
2. 本サービス契約終了後も本規約第9条（ユーザーID・パスワードの管理）第3項、第10条（本サービスの提供等の停止、本サービス内容の変更等）第2項、同条第3項、第11条（本サービスの利用停止及び利用者登録の抹消等）第2項、第15条（反社会的勢力）第3項、第16条（免責事項）、第18条（損害賠償）から第26条（管轄裁判所）（但し、第20条（秘密情報の取扱い）は本サービス利用契約終了後3年間に限ります。）、第30条（従業員等の利用）第3項、第35条（直接契約の禁止）及び第42条（直接契約の禁止）の規定は、対象事項が存在する限り、利用者との間でなお有効に存続するものとする。

第24条（本規約の効力）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、管轄権を有する裁判所により、違法又は無効と判断された条項又は部分についても、当該条項もしくは部分と最も近い有効な条項と置き換えて適用し、又は当該条項もしくは部分の趣旨に最も近い有効な条項となるよう合理的な解釈を加えて適用するものとします。

第25条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第26条（管轄裁判所）

利用者及び当社は、本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第27条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約に関して疑義が生じた事項については、利用者及び当社は誠意をもって協議の上、解決します。

第2章 オンライン医療相談サービス

第28条（規定の適用）

本章の規定は、オンライン医療相談サービスを利用する利用者にのみ適用されるものとする。

第29条（サービス内容）

オンライン医療相談サービスは、利用者が当社所定の方法により本サービスの利用を許諾した者に対して、当社が提供するオンライン健康相談プラットフォームサービスの利用を可能とするサービスをいいます。なお、オンライン医療相談サービスは、厚生労働省の定める「オンライン診療の適切な実施に関する指針」の「遠隔健康医療相談（医師）」の範囲内で行われます。相談者の個別的な状態を踏まえた診断等の具体的な判断は行いません。相談者は自らの責任において

オンライン医療相談サービスを利用し、医療機関の受診や薬の服用等は、自身の判断で行う必要
があります。

第30条（従業員等の利用）

1. 利用者は、オンライン医療相談サービスを自己の従業員やその他の関係者（以下「従業員等」といいます。）に利用させることができるものとします。
2. 利用者は、オンライン医療相談サービスを利用させる従業員等に対して、first call利用規約（<https://www.firstcall.md/Home/TermsAndConditions>）の適用があることを周知するとともに、first call利用規約を遵守させるよう努めるものとします。
3. 利用者は、従業員等に対してユーザーID、パスワード及びクーポンコード（利用者ごとに発行される個別のコードをいい、当該コードを入力した者による本サービスの利用を、当該利用者の従業員等の利用とみなします。）等を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩する事のないよう厳重に管理するよう徹底するものとします。ユーザーID、パスワード及びクーポンコード等の管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により、利用者その他の者が損害を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。但し、当社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第3章 産業医訪問サービス

第31条（規定の適用）

本章の規定は、産業医訪問サービスを利用する利用者にのみ適用されます。

第32条（サービス内容）

1. 産業医訪問サービスは、当社に登録されている登録産業医から利用者の産業医候補として紹介を行い、利用者が自らの産業医として選任したときは、当該登録産業医（以下「訪問産業医」といいます。）による産業医業務の提供を行わせることを内容とします。
2. 当社は、利用者に紹介を行う登録産業医が、当社の定める基準に従い産業医としての要件を満たしていることを確認していることを保証します。

第33条（訪問産業医が実施する業務内容）

当社は、労働安全衛生規則第14条第1項及び第15条第1項が規定する職務及びこれに付随する職務のうち、以下に掲げる事項を訪問産業医に行わせます。

- (1) 職場巡視を行うこと（2ヶ月に1回以上）
- (2) 衛生委員会又は安全衛生委員会の委員として意見を述べること
- (3) 健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べること
- (4) 健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し、署名・捺印をすること
- (5) 健康診断、長時間労働の面接指導、ストレスチェックその他の健康管理に関する企画に関与し、助言や指導を行うこと

- (6) 診断書その他に記された労働者的心身の状態の情報を解釈し、加工し、就業上の措置に関する意見を述べること
- (7) 長時間労働に従事する労働者の面接指導
- (8) ストレスチェックの結果に基づく労働者の面接指導
- (9) 職場復帰の支援等をはじめとする治療と仕事の両立支援
- (10) 労働者からの健康相談
- (11) 健康障害の原因調査、再発防止のための医学的措置についての指導

第34条（利用者の義務）

利用者は、訪問産業医に対して、前条の業務を行うために必要な権限を付与し、従業員等の情報を提供する等、訪問産業医の業務遂行のために必要な協力をを行うものとします。

第35条（直接契約の禁止）

1. 利用者は、産業医訪問サービスの利用が終了しているか否かを問わず、産業医訪問サービスに基づき利用者の事業場に産業医として訪問、巡回、面談を実施した訪問産業医及び産業医訪問サービスを通じて当社が利用者に紹介した登録産業医との間で産業医業務又はこれに類する医療分野に係る契約を締結し、又はかかる契約の締結を打診してはならないものとします。
2. 利用者が前項に違反した場合、違約金として、直近3ヶ月の産業医訪問サービス利用料の平均額の2年分の金額を、当社に直ちに支払うものとします。

第36条（産業医訪問サービスの解約、プラン変更）

1. 利用者は、産業医訪問サービスの利用プランの変更又は利用の終了を行う場合は、3ヶ月前までに当社指定の方法で申出をしなければならないものとします。
2. 本規約に別途定める場合を除き、契約期間中に本契約の途中解約は認めないものとし、利用者が契約期間中に産業医訪問サービスを解約しようとする場合、契約期間の残期間に対応する利用料金を当社に支払わなければならないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由に起因する本契約の終了など、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

第37条（産業医訪問サービスの利用料金に関する特則）

産業医訪問サービスの利用料金は、利用者が登録産業医の中から訪問産業医を選任し、第33条の産業医業務が開始した月から発生するものとします。なお、日割計算は行わないものとします。

第4章 オンライン産業医面談サービス

第38条（規定の適用）

本章の規定は、オンライン産業医面談サービスを利用する利用者にのみ適用されます。

第39条（サービス内容）

1. オンライン産業医面談サービスは、当社に登録されている登録産業医によるオンラインでの面談を提供するサービスをいいます。
2. 当社は、自己の知る限りにおいてオンラインでの面談を行う登録産業医が、当社の定める基準に従い産業医としての要件を満たしていることを保証します。

第40条（登録産業医が実施する業務内容）

当社は、労働安全衛生規則第14条第1項及び第15条第1項が規定する職務及びこれに付随する職務のうち、以下に掲げる業務を登録産業医に委託し、実施します。

- (1) 従業員とのオンライン面談及び面談レポートの作成
 - (ア) 長時間労働に従事する労働者の面接指導
 - (イ) 健康診断有所見者に対する面接指導
 - (ウ) ストレスチェックで高ストレス者と判定された労働者の面接指導
- (2) 従業員の休職、復職時の面談
 - (オ) 労働者からの健康相談

第41条（利用者の義務）

利用者は、登録産業医に対して、前条の業務を行うために必要な権限を付与し、従業員等の情報を提供する等、登録産業医の業務遂行のために必要な協力をいたします。

第42条（直接契約の禁止）

1. 利用者は、オンライン産業医面談サービスの利用が終了しているか否かを問わず、オンライン産業医面談サービスに基づき面談等を実施した登録産業医及びオンライン産業医面談サービスを通じて当社が利用者に紹介した登録産業医との間で当社を介すことなく直接産業医業務又はこれに類する医療分野に係る契約を締結し、又はかかる契約の締結を打診してはならないものとします。
2. 利用者が前項に違反した場合、違約金として、直近3ヶ月のオンライン産業医面談サービス利用料の平均額の2年分の金額を、当社に直ちに支払うものとします。

第43条（オンライン産業医面談サービスの解約、プラン変更）

1. 利用者は、オンライン産業医面談サービスの利用プランの変更又は利用の終了を行う場合は、3ヶ月前までに当社指定の方法でその旨の申出をしなければならないものとします。
2. 本規約に別途定める場合を除き、契約期間中の途中解約は認めないものとし、利用者が契約期間中にオンライン産業医面談サービスを解約しようとする場合、当該契約期間の残期間に対応する利用料金を当社に支払わなければならないものとします。但し、当社の責めに帰すべき

事由に起因する本契約の終了など、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

第44条(キャンセル料の支払い)

利用者は、オンライン産業医面談のキャンセルを行った場合は、当社が本サービスサイト上に別途定めるキャンセル規定が適用されることに合意します。

第45条（オンライン産業医面談サービスの利用料金に関する特則）

オンライン産業医面談サービスの利用料金は、利用者を担当する登録産業医の選任が完了し、当該登録産業医による業務が開始した月から発生するものとします。なお、月額の利用料金について日割計算は行わないものとします。

第5章 健診管理サービス

第46条（規定の適用）

本章の規定は、健診管理サービスを利用する利用者にのみ適用されます。

第47条（サービス内容）

健診管理サービスは、利用者が個人利用者の健康診断結果を当社所定の方法により、オンライン上にアップロードし、健康診断結果やそれに関連するデータの管理、集計、産業医に対する就業判定の依頼および就業判定結果の確認を可能にするサービスをいいます。

第48条（健診管理サービスの解約、プラン変更）

1. 利用者は、健診管理サービスの利用プランの変更又は利用の終了を行う場合は、3ヶ月前までに当社指定の方法でその旨の申出をしなければならないものとします。
2. 本規約に別途定める場合を除き、契約期間中の途中解約は認めないものとし、利用者が契約期間中に健診管理サービスを解約しようとする場合、当該契約期間の残期間に対応する利用料金を当社に支払わなければならないものとします。但し、当社の責めに帰すべき事由に起因する本契約の終了など、やむを得ない事由がある場合はこの限りではありません。

第6章 スポットオンライン面談サービス

第49条（規定の適用）

本章の規定は、スポットオンライン面談サービスを利用する利用者にのみ適用されます。

第50条（サービス内容）

1. スポットオンライン面談サービスは、当社に登録されている登録産業医によるオンラインでの面談業務提供するサービスをいいます。
2. 当社は、自己の知る限りにおいてオンラインでの面談を行う登録産業医が、当社の定める基準に従い産業医としての要件を満たしていることを保証します。

第51条（登録産業医が実施する業務内容）

当社は、労働安全衛生規則第14条第1項及び第15条第1項が規定する職務及びこれに付随する職務のうち、以下に掲げる業務を登録産業医に委託し実施します。

- (1) 従業員とのオンライン面談及び面談レポートの作成
 - (ア) 長時間労働に従事する労働者の面接指導
 - (イ) 健康診断有所見者に対する面接指導
 - (ウ) ストレスチェックで高ストレス者と判定された労働者の面接指導
- (2) 従業員の休職、復職時の面談
- (3) 従業員との面談に関する法人担当者からの相談に対する助言

第52条（利用者の義務）

利用者は、登録産業医に対して、前条の業務を行うために必要な権限を付与し、従業員等の情報を提供する等、登録産業医の業務遂行のために必要な協力をいたします。

第53条（直接契約の禁止）

- 申込企業は、本サービスに基づき申込企業とオンライン面談を行った登録医師との間で、産業医業務又はこれに類する医療分野に係る契約を締結し、又はかかる契約の締結を打診してはならないものとします。
- 申込企業は、前項に違反した場合、違約金として直近3か月の利用料金の平均額の2年分の金額又は50万円のいずれか高い方を、当社に直ちに支払うものとします。

第54条（面談の依頼）

- 申込企業は、本サービスによるオンライン面談の利用を希望する場合、当社のサービスサイト上で面談候補日等を入力し面談依頼を行うものとします。
- 当社は、申込企業により指定された面談候補日に応じて面談を担当する登録産業医を調整・指定します。なお、申込企業による登録産業医の指定はできないものとします。
- 理由の如何を問わず、当社が指定した登録産業医が、申込企業との面談を遂行しなかった場合、当社は速やかに代替の日程及び登録産業医の指定を行うものとしますが、それ以上の義務を負わないものとします。

第55条（キャンセル料規定）

利用者は、スポットオンライン面談のキャンセルを行った場合は、当社が本サービスサイト上に別途定めるキャンセル規定が適用されることに合意します。

第56条（キャンセル料の支払い）

スポットオンライン面談サービスの利用料金は、利用者を担当する登録産業医の選任が完了し、業務が開始した月から発生するものとします。なお、日割計算は行わないものとします。

第7章 ストレスチェックサービス

第57条（規定の適用）

本章の規定は、ストレスチェックサービスを利用する利用者にのみ適用されます。

第58条（サービス内容）

ストレスチェックサービスは、利用者が個人利用者に対して、当社が提供するストレスチェックシステムの利用を可能とするサービスをいいます。なお、ストレスチェックサービスは、厚生労働省の定める「ストレスチェック実施プログラム」の範囲内で行われます。

第59条（利用条件）

申込企業は、ストレスチェックサービスの利用に必要な告知文面案、ストレスチェック項目案等の素材を自己の責任において利用し、個人利用者への告知、受検の勧奨等の連絡を行うものとします。また、個人利用者が面接指導対象者である旨の情報の申込企業への提供等、個人利用者から同意を得る必要のある場合、申込企業の責任で同意取得を行うものとし、当社は責任を負わないものとします。

第60条（データの保管期間）

当社は、申込企業が実施したストレスチェックの実施結果及び面接指導結果を原則として5年間保存するものとします。但し、申込企業がストレスチェックサービスの利用を終了した場合（first call サービスの利用を終了した場合も、ストレスチェックサービスの利用は終了するものとする。）、終了した時点で、当社は当該保存義務を負わないものとします。この場合、申込企業はストレスチェックサービス利用期間中に必要なデータを当社所定の法人管理画面上からダウンロードし保存するものとします。また、当社はストレスチェックサービス利用終了後のデータの処分に関して、申込企業に対して損害賠償その他一切の責任を負わないものとします。

以上

制定日：2024年3月1日